



## ◆ 目次

- 総括支援室からのお知らせ ----- 1  
東京法と心理研究会開催のお知らせ
- 実務家と研究者のクロスセクション ----- 2  
「裁判官と人間科学」  
同志社大学 杉田 宗久
- 研究アゴラ ----- 3  
論文紹介  
「犯罪被害者の刑事裁判への参加と手続的公正の  
社会心理学—英米法圏での実証研究をふまえて」  
千葉大学 佐伯 昌彦

## 巻頭歳時記

札幌は、8月の終わり頃から、空は高く秋の空に変わりました。今年の夏は暑かったので、秋の紅葉は期待できそうです。

実務家研修は、これまで毎回申込者が定員を上回り、どの企画もニーズの高さが示されてきました。8月に開催された実務家研修も立命館大学・朱雀キャンパスの会場が満席という盛会となりました。また、9月には「第1回 目撃証言心理専門家養成セミナー」が北大キャンパスにて開催されます。セミナーにも多くのお申し込みを頂き、ありがとうございました。10月には、当領域の中間評価の結果報告が有り、身の引き締まる思いです。11月には、本誌でも取り上げます「東京法と心理研究会」が立ち上がります。当領域も後半戦に向けて、天高く馬肥ゆる秋となりそうです。(総括支援室・高橋)



## 総括支援室からのお知らせ

## ■ 東京法と心理研究会開催のお知らせ

## ● 東京法と心理研究会へのお誘い

この度、東京圏において法と心理学分野の研鑽の場として、新しく地域を基盤とする研究会を立ち上げることになりました。ご承知のとおり、法と心理学会では地区（地域）を単位としたフォーラムとしては「札幌法と心理研究会」が活発に活動を続けておられますが、それに続いて、研究者の多い東京圏でも学会大会以外に集う場を作ろうという機運が高まって来たことを受け、2013年11月にスタートすることとした次第です。

この研究会を通して、法学、心理学あるいはそれ以外の分野の研究者の方々が、東京圏で大学の壁を越えてインターカレッジな雰囲気の中で法と心理に関わる研究活動を展開する機会になれば幸いです。

詳細、次回以降の研究会の通知をご希望の方は右の問い合わせ先までご連絡ください。

## ■ 呼びかけ人

伊東 裕司（慶応義塾大学・心理学）  
指宿 信（成城大学・法律学）

## 東京法と心理研究会 第1回 研究会

## ● 日時：2013年11月9日（土）

午後1：00～午後5：00

## ● 場所：日本教育会館

(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

アクセス：<http://www.jec.or.jp/koutuu/>

● 研究会立ち上げ総会

● 基調講演：

石塚伸一（龍谷大学教授・法律学）

「心理学者のための刑法原論

～刑法理論と心理学の接点」

● 個別報告： 募集中（若手研究者優先）

\* 問い合わせ、個別報告申し込みは下記までタイトルと要旨（400字程度）をご送付ください。

Office\_Tokyo\_Law-Psychology-owner \* yahooogroups.jp  
※上記メールアドレスは\*を@に換えてご利用下さい。

\* 個別報告申し込みは、2013年9月末日までお願いいたします。

\* 参加費、参加申し込み不要

## 実務家と研究者のクロスセクション



## 裁判官と人間科学

同志社大学 杉田 宗久

立命館大学の浜田寿美男先生が、『法と人間科学通信』Vol.4において、実際の刑事裁判で先生が担当された心理学鑑定が、「ほとんど連戦連敗といった体で」、しかもこれが判決で排斥された理由たるや「そもそも供述の信用性判断に心理学鑑定はなじまない」といった口吻であるため、どうにも腹の虫が治まらないと書いておられた。

元裁判官として申し訳なく思う次第である。ただ、裁判官が供述の信用性判断等に心理学上の知見を活用していないかという、必ずしもそうではないように思われる。例えば、犯人識別供述の信用性判断に関しては、ロフタスほかの研究成果が大いに活用されている（筆者も、無罪判決中で、認知心理学上の知見を紹介して関連文献を引用したことがある〔大阪地判平16・4・9判タ1153・296〕）。また、最近の裁判員裁判においても、社会心理学者らの提唱する付箋紙法と称する評議方法が実務の一部で活用されているところである。

では、なぜ浜田先生が立腹される事態に至ったのか。原因はいろいろ考えられるが、一般論として言えば、裁判官は、周辺諸科学に学ぶ姿勢は有しているものの、それが、鑑定等を通じ、単なる専門的経験則の提供を超えて、判決等の結論を直接的に左右するような言及の形で法廷に入ってくることを好まない傾向があるように思われるのである。その顕著な例が、最近の精神鑑定である。裁判所からの強い働きかけの結果、心神喪失・心神耗弱という結論はもとより、是非弁別能力・行動統御能力の有無・程度についても鑑定中で言及することは控えるという点で、裁判官と精神鑑定人との間でほぼ合意が形成されつつある。

近時、人間科学の観点から裁判員裁判に関する研究がさかに行われており、裁判官の立場から見ても、非常に参考となるものが多い。私自身も、かつて裁判長として裁判員裁判を準備し担当していた当時、新たに手続二分論の運用（純然たる量刑証拠が犯罪事実の存否の判断に影響を及ぼすことを避けるため、罪責認定手続と量刑手続とを完全に切り離すというもの）を始めるに当たり、関連する心理学上の知見が大いに学び、これに励まされてこの運用を始

めたという経験がある。当時と比べると、法と人間科学の研究は質・量とも顕著な進展が見られ、参照価値も飛躍的に大きなものになりつつある。ただ、その際注意しなければならないのは、前述のような周辺諸科学に対する裁判官のある種の警戒感である。近時の研究の中には、まだ十分に研究が熟していない（前提等が裁判員裁判の実際と異なる）段階で、拙速に裁判員裁判への現実的適用に言及するものも散見されるし、中には裁判員制度の当否自体（裁判官裁判がよいか裁判員裁判がよいか）にまで言及するものもある。しかし、これでは、裁判官に警戒感を生じさせるだけで、実務の運用にその成果を反映させようという意欲を阻害させるだけではないかという懸念がある（そもそも、現在の情勢からして、裁判員制度の廃止はおよそ現実的でない）。人間科学の先生方が今後研究を進められるに当たって、ぜひお願いしたいのは、裁判員裁判のより良い運用を行うためにはどうすべきなのかという基本的観点から、ぜひ、結論を急ぐことなく、できる限り実際の裁判員裁判に近い条件を探りながら粘り強く研究を続けていただきたいということである。

もちろんそのためには、裁判所サイドの積極的協力が欠かせない。これをいかに取り付け、裁判官と人間科学との実り多いコラボに結び付けていくのか、これが現在の最も大きな課題であるように思われる。



## 研究アゴラ



## 論文紹介

## 「犯罪被害者の刑事裁判への参加と手続的公正の社会心理学 —英米法圏での実証研究をふまえて—」

千葉大学 佐伯 昌彦

法と心理 (2011), 11: 73-82

筆者は、現在、犯罪被害者による刑事司法過程への関与がもたらす司法への影響や、その位置づけについて研究を行っている。とりわけ、被害者（ここでは、遺族なども含む）による刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響については、いくつかの論稿を公表してきた。具体的には、意見陳述制度（刑訴法 292 条の 2）や被害者参加制度（同法 316 条の 33 以下）が導入されたが、それらの制度が量刑判断に影響を与えているのか、与えているとして、それはどのような影響であるのかについて実証的な観点から研究を進めてきた。本論文は、法と心理 11 巻 1 号のサブ特集「法と心理学領域における公正概念の再検討」に寄せて書いたものであり、量刑判断への影響ではなく、被害者参加に関する上記の制度を利用した被害者が、それらの制度をどのように評価するのかという点を中心に扱ったものである。

本論文では、アメリカやイギリス、オーストラリア、カナダといった英米法圏における先行研究のレビューを中心に行った。それによれば、Victim Impact Statement (VIS、正式な名称は国によって異なり得る) という被害状況等についての陳述を行った被害者は、VIS をおおむね肯定的に評価しているようである。この点は、日本における意見陳述制度に関する調査研究においても同様の結果が示されている。しかしながら、それらを利用していない被害者と比較して、利用した被害者の刑事司法に対する満足度が相対的に高まっているということまでは示されていない。手続的公正の観点からは、VIS を利用した被害者の方が、利用しなかった被害者よりも

裁判手続等への満足度が高くなると予想することもできるかもしれないが、手続的公正の理論は関与の機会の有無という制度的要因よりも、手続内部での対人関係的要素を重視する方向で展開しており、端的に VIS という関与の機会を与えるだけでは被害者の刑事司法への満足度が高まるわけではないという知見は首肯しうるものであろう。

それでは、これらの先行研究の知見から、裁判実務に対してどのような提言ができるであろうか。例えば、先行研究では、VIS を利用することで量刑判断に影響を与えられると期待したが、そのような期待が裏切られたと被害者が感じた場合に、量刑判断への満足度が下がることが指摘されているが、実務においては、被害者が形成するであろう期待に注意を払った参加制度の説明が求められるのではなかろうか。しかし、具体的にどのような説明方法が適切かは難しい問題であり、今後も検討を深めたい。また、日本においては VIS よりも積極的に被害者が刑事裁判に関与することを認める被害者参加制度がある。このため、英米法圏だけでなくポーランドの研究も参照したが、それによれば、私人訴追や付帯私訴等を利用した被害者の刑事司法等への満足度は、それらを利用していない被害者よりも高くなっていた。この知見を、日本の被害者参加制度の意義を考察するうえでどのように活かすべきかについては、さらに検討を要するところである。まだまだ課題は多く残されているが、実践的な提言に結びつくように、研究を進めていきたい。

## 総括支援室からのお知らせ

## ●情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしております。つきまして、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、総括支援室（事務局）へメール（lahs@let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

&lt;連絡先&gt;

〒060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科  
新学術領域研究「法と人間科学」総括支援室  
E-mail: lahs@let.hokudai.ac.jp, Tel. (011) 706 - 3912

## 行事予定 '13 年 10 月～'13 年 12 月

- 10/ 5 日本犯罪社会学会 第 40 回大会 [ 北海学園大学 ]  
～ 6
- 10/12 法と心理学会第 14 回大会  
～ 13 [九州大学・箱崎キャンパス]
- 10/12 「法と人間科学」総括班会議
- 11/ 9 第 1 回 東京法と心理研究会 [日本教育会館]
- 11/ 9 日本心理学会公開シンポジウム [同志社大学]
- 12/ 7 法と精神医療学会 第 29 回大会  
[立命館大学・朱雀キャンパス]
- 12/20 「法と人間科学通信 vol. 6」配信予定